

○富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例

平成31年3月15日

富山県条例第26号

改正 令和2年3月25日条例第14号

改正 令和3年3月31日条例第47号

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例を公布する。

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例

本県において、中山間地域は、県土の保全、水源の涵養、文化の継承、自然と触れ合う機会の提供、食料の安定的な供給等に関し重要な役割を担い、県民生活及び本県経済の安定に寄与しており、中山間地域の維持は、全ての県民に関わる課題である。

しかしながら、中山間地域では、急速な人口の減少に伴う集落の空洞化、魅力ある多様な就業の機会の不足、生活を支えるサービスの衰退等が、住民の暮らしに深刻な影響を及ぼし、地域社会の存続さえもが危ぶまれている。

長期的な人口の減少及び高齢化はもはや避けがたく、構造的な変化への本質的な対応に迫られており、県が主導的な役割を果たし、あらゆる政策手段を有効に組み合わせ、総合的な対策を講ずることが求められている。

ここに、県、市町村、県民、事業者等が相互に連携を図りながら協働して、中山間地域に、人口減少社会、長寿社会にふさわしい「持続可能な新たな地域社会」を形成するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域において、人口の著しい減少、急速な高齢化の進展等に対処し、住民が豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を創造するための施策（以下「中山間地域施策」という。）の推進に関し、その基本方針、県が講ずべき中山間地域施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（第6条において「中山間地域創生総合戦略」という。）の策定その他の事項を定めることにより、中山間地域に持続可能な新たな地域社会の形成を図り、もって県民全体の生活の安定向上及び本県経済の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。

- (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定

された区域

- (2) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- (5) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定により指定棚田地域として指定された区域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として知事が定める区域
（令2条例14・一部改正）

（基本方針）

第3条 県の中山間地域施策を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本方針として、効果的にこれを行うものとする。

- (1) 県の関係部局相互間の密接な連携の下に、分野の異なる施策相互の有機的な連携を図り、総合的な取組として推進すること。
- (2) 市町村との緊密な連携及び協力の下に、推進するよう努めること。
- (3) それぞれの地域における自然的、経済的及び社会的な特性に応じた柔軟な措置及び支援を行い、かつ、住民の主体性が十分に発揮されるよう配慮すること。
- (4) 地域の課題の解決に向けた、住民の取組並びに多様な主体の連携及び協働を促進すること。
- (5) 若者、高齢者等が、地域社会を構成する一員として、社会経済活動に参加することを促進すること等により、全ての世代の人々の活躍を推進すること。
- (6) 独自性及び多様性に富んだ地域づくりを推進し、他の地域との間の交流の拡大を図ること。

（県の責務）

第4条 県は、第1条に規定する目的を達成するため、中山間地域施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、広報活動、教育活動等を通じて、中山間地域の現状及び中山間地域施策の重要性に関し、県民及び事業者の関心及び理解が深まるよう努めるものとする。

（県民及び事業者の役割）

第5条 県民及び事業者は、中山間地域の現状及び中山間地域施策の重要性について関心及び理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する中山間地域施策に協力するよう努めるものとする。

(中山間地域創生総合戦略)

第6条 知事は、第3条に規定する基本方針を踏まえ、中山間地域創生総合戦略を定めるものとする。

2 中山間地域創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地域のコミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全を図るための次に掲げる施策に関する事項

ア 住民が主体となった地域の将来像の合意形成を促進すること。

イ 住民の生活を総合的に支える地域運営の仕組みを整備すること。

ウ 基幹集落に複数の生活サービス及び地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結んだ拠点を形成すること。

エ 中山間地域への移住等を促進すること。

オ 伝統芸能その他の文化的所産の継承及び活用を図ること。

カ 空家等の適切な管理及び活用を図ること。

キ 災害に強い地域づくりを推進すること。

ク アからキまでに掲げるもののほか、地域のコミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全を図るために必要な施策に関する事項

(2) 地域経済の活性化を促進し、若者等の所得の増大を図るための次に掲げる施策に関する事項

ア 再生可能エネルギー源の活用を推進すること。

イ 都市と農山漁村との交流による農山漁村地域の活性化を図ること。

ウ 農林漁業及び製造業、小売業等の事業を総合的かつ一体的に推進すること。

エ ロボット及び情報通信技術を活用した農作業の省力化及び生産技術の高度化、生産条件の整備等により、中山間地農業の活性化を図ること。

オ 鳥獣による被害の防止及び捕獲等をした鳥獣の利用を図ること。

カ 県産材の利用の促進等により、林業及び木材産業の活性化を図ること。

キ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した就労の機会の確保及び起業の促進を図ること。

ク 地域の課題の解決を目的として、収益性のある事業を継続的に実施するコミュニテ

イ ビジネスの創出及び展開を促進すること。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、地域経済の活性化を促進し、若者等の所得の増大を図るために必要な施策に関する事項

(3) 住民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠なサービスを確保するための次に掲げる施策に関する事項

ア 地域包括ケアシステムを構築すること。

イ 医師、看護師その他の医療従事者を確保すること。

ウ 介護サービスの提供に係る人材を確保すること。

エ 交通手段を安定的に確保すること。

オ 生活必需物資を供給するサービスを確保すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、住民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠なサービスを確保するために必要な施策に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、中山間地域施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、中山間地域創生総合戦略を定めるに当たっては、市町村、県民、事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、中山間地域創生総合戦略を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 知事は、情勢の推移により必要が生じた場合には、中山間地域創生総合戦略を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による中山間地域創生総合戦略の変更について準用する。

(市町村等に対する支援)

第7条 県は、市町村が実施する中山間地域施策を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、中山間地域の住民をはじめとする県民、事業者、特定非営利活動法人、大学等の多様な主体が連携し、及び協働して中山間地域の課題の解決に取り組むことを支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第8条 県は、中山間地域の地域社会を担う個性豊かで多様な人材の育成及び確保が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(実態調査及び調査研究)

第9条 県は、中山間地域の実態の定期的な調査及び中山間地域施策に関する調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、中山間地域施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、中山間地域施策を推進するため、市町村との協議の場を設けるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第11条 県は、中山間地域施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第14号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第47号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。